

五月三日(月)午前十時院内臨時開會

至

一、全國町村長大会決議要望事項

不

スニ
一、川火室口復旧費は「六三割予算」に周轉する間違了解

事項

五月三十日臨時國議決定法律令
案件名

一、大藏省

有價証券の処分、調査等に関する法律の一部を改訂する法律案

法律案

資料配付法 薦定需給調節特別會計法の一部を改訂する法律案

法律案

資料配付法 開拓者資金融通特別會計法の一部を改訂する法律案

法律案

資料配付法 未徴負税者給與法の一部を改訂する法律案

法律案

資料配付法 予算決算及び会計令の一部を改訂する法律案

法律案

資料配付法 申告者資金融通法の一部を改訂する法律案(農業)

法律案

内閣

スミ
一、運輸省

港税法案

二、文部省

資料監督法、市町村立小学校、中学校、定时制高等学校、盲学校及び聾学校の職員の俸給その他の給與の貯

租に關す法律案

スミ
支那名
取引手続法案

ハニヒモテモラル法案

全國町村^長大会決議要望事項に対する回答(案)

一、食糧対策

政府は当面の食糧一割増産を達成するとともに将来における食糧の自給力をできるだけ増大するため、事前供出割当の実施、地力一筆調査による農家供出量決定の公平化、増産分及び特別供出分に対する特別價格その他適正農産物價格の設定、農家必需物資特に農業生産資材の確保、農業土木事業の充実、農業技術の振興等について逐次適切な措置を実施する考である。

なお、当面の具体的措置は次の通りである。

1. 春肥の公約量の農家渡しは、必ずこれを行する。但し、約一割は八月にかかるが、追肥に十分に間に合せる。
2. 農機具、農薬の生産は漸次回復しつゝあるが、特に農機具用の資材については、昨年の約三倍の鋼材の配当を受け、一般薬剤はほぼ需要を充足すことができる。その他の農家必需物資については、作業衣、織

物、地下足袋等は若干の増加を期待である。なお、これらの物資の配給制度についてもその合理化を研究中である。

3. 米價は、諸物價の推移に伴い、これと均衡を保つ在庫措置を講ずべく慎重検討中である。

4. 農業電化の普及についてよ時に小水力発電として灌排水用水の低落差利用を調査試験中で、これを農業協同組合の事業として指

導獎勵する。

5. ~~供出の需~~米麦その他の供公農産物に対する事業税は
之を課しない

六、三制の全額國庫負担

六、三制経費を全額國庫で負担することは、國庫財政の現状及び國債と地方債との負担区分の建前上慎重研究を要する問題で、直ちに同意致しがたい。

三、内閣と地方自治体の連絡機関の設置

地方公共団体の自治権を擁護し、その健全
を確立を圖るとともに、内閣と地方公共団体
との連絡を緊密にし、國家公益と地方自治と
の調和を図ることは、極めて必要である。現

在地方財政委員会が、財政の面にあいてこの
役目を果してゐるが、同委員会は本年限りの
臨時機関であり、又総理廳^{官房}財政課はこの機能
を果すだけの組織权限を有しない。従つて、
何うかの形で、この種の強力な機關を設置す

ることば、地方自治を保障するためにも、又
國全体の行政を円滑に遂行するためにも必要
と考えるので、政府としては、慎重に考究の
上、善処したい。

四、地方財政の確立
健全な地方自治を確立するためには、自主
的な地方財政権を確立する必要のあることは
いうまでもなく、地方財政委員会が設けられ、
その立案に基き、今回地方財政制度の根本

的改革を行ひんとしているのもとの趣旨に外
ならぬ。なお、今後においても、常に、
の間に適切な調和を保つて、地方公共団体の
行政財政の円滑な運用を期するよう、充分に留
意してゆきたい。

五 地方公先機團の整理

地方公先機團の設置は、地方自治の本旨に
鑑みるも、又、行政整理の見地からも必要最
少限度に止むべと考へる。政府は、高

度の経済統制を行わざるを得ないわが國の現
状において、直ちに、廢止し又は地方公共團
体之委譲することのできない特別のものを除
いては、これを整理する所えで、最近成案を
得、目下、開港方面との実現について交渉
中である。今後においても、この方針の下に
更に努力する。

六 治山治水対策

治山治水事業を強力に推進し、國土の保全と

各種産業の振興開発を図るため、建設省を設置することに決定したのであるが、なお治山治水事業促進に要する経費の予算化についても財政の許す限りの考慮を期したい。

七 土地改良及び災害復旧対策

災害復旧については、公共事業中最重大的に取り上げその促進につき最善の努力を盡しておあり、土地改良もこれを強力に推進するこれが肝要で、これらのために必要な事業費及び補助費については、財政の許す限りの考慮を期したい。

昭和二十三年五月十五日

参考

全國町村会長 生田和平

内閣總理大臣 芦田均殿

全國町村長大会決議要望事項に對する政府の具体的
措置方針に一き文書による回答要請の件

別紙に詳細記載の標記決議要望事項に對する政府の態度については、
大会当日の御挨拶乃至は翌日会見の実行委員に対する御應答によ
り、一應承認し得た点もありますが、何分時間の關係上、間き漏れし
また真意を捕捉し得なかつた点が多々ある。一方、当日御出席なく、
また翌日もお目にかかり得なかつたために、全然御意見を承はる機會を
逸した等のことがありましたことは、当日の参会者としても、実行委員
ヒーローも、まことに遺憾に存じています。

実は近来國民のこの種要望事項については、政府においては唯々所謂聞
き置かれることが多くして、これに対し積極的に回答せられた例は極めて
稀であり、ために國民は非常な不便を忍んでまいりましたところ、かゝる
官廳の態度は今後は全体の奉仕者として大に反有難いたいのみなら
ず、特に本件決議要望事項は、何れも全國各町村の熱烈な総意による
もののみであり、これが成行きに對しては町村長は固より、町村民も異常
な注視を拂つていいは勿論、本大会を主催した本会としても、また本決議
要望事項の実行推進を一任されていふ本委員会としても、これに對する
政府の確固たる態度、措置方針を早速逐一全國各町村長へ報告す
る責任を負ふものであります。

つきましては、政府においては、事情御諒承の上、この際右各決議及び要
望事項につき、單なる抽象態度の表明に終ることなく、各項目に亘
り、必要によりては開議等により政府としての責任ある具体的措置方法

を決定、詳細文書を以て、本月末までに本会に到達するよう、御回答
煩りなく、この段特にお願ひいたします。

追て右期日までに御回答書到着せざる節は、遺憾ながら御回答
なきものにて、この旨全国各町村長に通達いたしますから、この点予
め御承知おき願いたく、念のため申添えます。

尚同文の要請書は同時に左記宛に発送しますたれど、この点も御含
みおき願います。

記

内閣総理大臣、内閣官房長官、経済安定本部総務長官、物價廳長官、
行政調査部総裁、建設院総裁、総理廳自治課長、大藏大臣、文部大
臣、農林大臣、商工大臣、通信大臣、運輸大臣、厚生大臣、外務大臣、
労働大臣、法務廳総裁、地方財政委員会委員長、國家公安委員会、
委員長、國家地方警察本部長官、

(順序不同)

決議

一、食糧対策

食糧問題の解決は日本再建の根本要件である、われらは本年産の食糧増産につき政府の施策に協力し、一割増産の実遂を期する。

政府は肥料の増産並に適期の配給、その他農家必需物資の確保、米價の適正化、農業電化の普及、農業所得に対する課税の合理化等食糧増産に必要な諸施策を更に積極化し、近き将来において食糧の自給自足態勢を確立すべきである。

二、六三制経費の全額國庫負担

六・三制経費負担の重圧による町村財政の窮状を開闢すると共に、六三制完全実施のため、政府はその経費全額を國庫負担とすべきである。

三、内閣と地方自治体の連絡機関の設置

四、地方財政の確立

地方公共團体の自治権を擁護し、その健全な發達を助成すると共に、内閣と地方公共團体の連絡を緊密にして、國家公益と地方自治との調和を図るため、内閣に地方自治体との連絡機関を設置すべきである。

五、地方出先機関の整理

地方出先機関の濫設は、地方自治の伸張を阻害する。併て政府は速かにこれが整理を断行すべきである。

六、治山治水対策

國工の保全、民生の安定、各種産業の振興開発等のため、政府は速かに建設者を設置し治山治水の基本國策を綜合強力にこれを遂行すべきある。

七、土地改良及び災害復旧対策

食糧の増産及び土地生産力を復旧增强するため、各種土地改良事業並びに災害復旧事業を強力に遂行するとともに、これら事業費補助費の大幅増額措置を講すべきである。

右決議する。

昭和二十三年五月十三日

全國町村長大会

秘

閣議了解事項

災害復旧費及び六三割予算（二十三年度公共事業費中
それぞれ七億及び五億を加えたものを含む）については、今後新財
源を発見した場合には増額するものとする。